

新治地方広域事務組合に関する協定等について

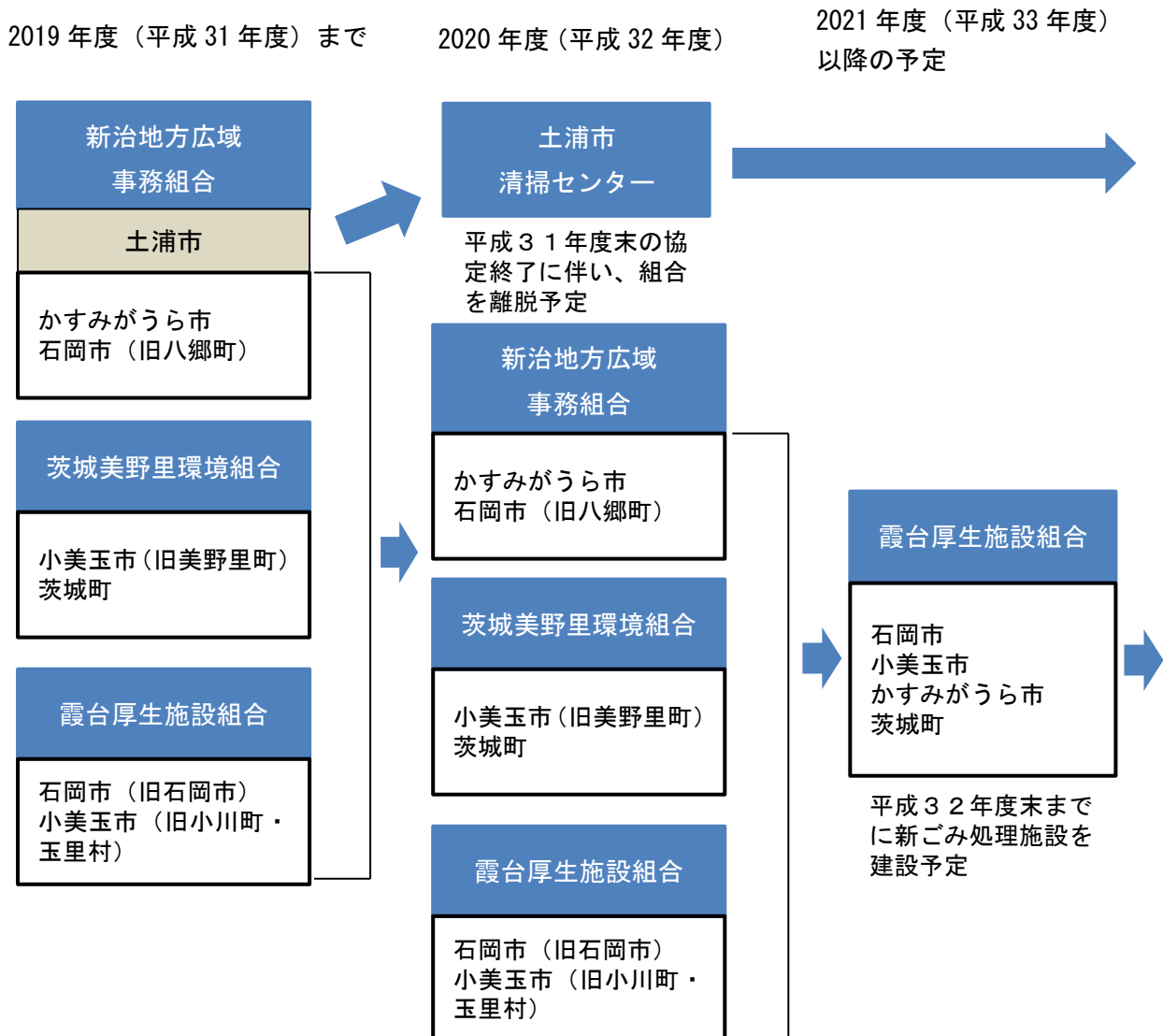
1 新治地方広域事務組合の共同処理する事務

- ・ ごみ処理施設の設置及び管理に関すること。
- ・ ごみ処理に関すること。
- ・ 老人福祉センター施設の設置及び管理に関すること。

2 新治地方広域事務組合の経緯

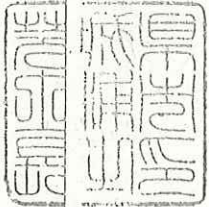
昭和49年 6月 新治地方広域事務組合（昭和52年改称）を設立
 平成 7年 4月 環境クリーンセンター（現施設）稼動開始
 平成21年12月 組合事務事業に関する協定書の締結
 （協定書の協定期間 平成31年度まで）

3 2020年度（平成32年度）以降の予定





かすみがうら市，石岡市，土浦市における新治地方広域
事務組合事務事業に関する協定書



平成21年12月28日全部改正

かすみがうら市、石岡市、土浦市（以下「3市」という。）は、3市が組織する新治地方広域事務組合（以下「組合」という。）に関し、平成17年2月8日に締結した「八郷町、千代田町、霞ヶ浦町及び新治村がそれぞれ関係市町村と合併する場合の新治地方広域事務組合の事務事業に関する協定書」において、関係町村の合併及び平成21年度起債償還終了に伴い、平成22年度以降の組合事務事業について、ここに新たに協定を締結する。

1. 環境クリーンセンターの運営について

（ごみ処理事務の今後の運営）

第1 新治地方広域事務組規約（昭和52年地指令第56号）（以下「規約」という。）第3条第1号及び第2号に規定されるごみ処理については、起債償還後の平成22年度以降の10年間（平成31年度迄）は、施設状況を踏まえ現組合を継続し、平成4年1月に策定した「新治地方広域事務組合ごみ処理基本計画」に定める区域を対象として、引き続き組合の事務として行うものとする。ただし、各市の情勢及び地域計画等の変化によって、協定期間満了前に脱退等の必要が生じた場合には、構成市間において協議する。

（職員）

第2 組合において環境クリーンセンターの運営のため採用した職員については、構成市が組合を脱退等する場合、脱退等をする市が、別表に基づき当該職員を市の職員として身分を保証するものとする。

（財産）

第3 構成市が組合を脱退等する場合は、組合において環境クリーンセンターを運営するために取得した財産については、分与せず、組合にて管理するものとする。

また、地域計画等の変化により、施設解体等の処分が生じた場合には、施設建設時のすべての市がその経費を負担し、土地等の財産については、3市において協議する。

（その他）

第4 上記の協定項目の定めのない事項又は、この協定について協議事項が生じた場合は、その都度3市が協議を行うものとする。

2. 老人福祉センターの運営について

（老人福祉センターの今後の運営）

第1 規約第3条第3号に規定される老人福祉センター施設については、3市が現組合を継続し、現在のごみ処理事務と同じ区域を対象として、引き続き組合の事務として行うものとする。

ただし、老人福祉センターは、環境クリーンセンターの付帯施設と位置付け、運営については環境クリーンセンターに準ずるものとする。

(職員)

第2 組合において老人福祉センターの運営のため採用した職員については、構成市が組合を脱退等する場合は、脱退等をする市が、環境クリーンセンター同様別表に基づき当該職員を市の職員として身分を保証するものとする。

(財産)

第3 構成市が組合を脱退等する場合は、組合において老人福祉センターを運営するために取得した財産については、分与せず、組合にて管理するものとする。

また、施設解体等の処分が生じた場合には、施設建設時のすべての市がその経費を負担し、土地等の財産については、3市において協議する。

(その他)

第4 上記の協定項目の定めのない事項又は、この協定について協議事項が生じた場合は、その都度3市が協議を行うものとする。

別表 市別職員配置表

| かすみがうら市 | 石岡市 | 土浦市 | 計 |
|---------|-----|-----|-----|
| 18名 | 4名 | 3名 | 25名 |

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、3市記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年12月28日

かすみがうら市上土田461番地

かすみがうら市

かすみがうら市長

作井 透



石岡市石岡一丁目1番地1

石岡市

石岡市長

石岡 健一郎



土浦市下高津一丁目20番35号

土浦市

土浦市長

中川 清

